

# アスベスト(石綿)について。

株式会社 三共リホーム 田 積 克 紀

アスベスト(石綿)は、自然界に存在する繊維状ケイ酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

耐熱性、断熱性、防音性に優れた特性があったため、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

アスベストによって引き起こすと言われている肺が線維化してしまう肺線維症(じん肺)という病気があります。肺の線維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、石綿のばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれております。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもあります。

またメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。

令和5年10月1日から、改正大気汚染防止法等により、建築物の解体・改修工事を行う場合、工事範囲の石綿含有建材の有無について、有資格者(建築物石綿含有建材調査者)による事前調査が義務付けられました。ただし、2006年9月1日から改正労働安全衛生法により、アスベスト含有建材の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。その為、それ以降に着工した建築物ではアスベスト含有建材は使用されていないので有資格者による事前調査は必要ありません。しかし、建築着工年数が不明で壁の下地材も不明な壁面等の穿孔処理が必要と判断した場合には事前調査と規則に基づいた対応が必要となってくる。

アスベストの恐ろしい所は潜伏期間が長く、気づいた時には重大な被害を被ってしまっていることがあることである。一人一人の健康を守るためにも注意していただければと思います。